

裁判所における節電実行の基本計画

今夏における東京電力及び東北電力管内の電力需給ギャップを解消するため、政府が決定した夏期の電力需給対策を踏まえ、裁判所においても、以下のとおり、夏期における節電に取り組む。

1 節電目標

東京電力管内及び東北電力管内の裁判所施設について、原則、ピーク期間・時間帯（注1）における使用最大電力を基準電力値（kW）（注2）に比して▲15%以上（区分ごとの目標は、下表のとおり）抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

（注1）7月～9月の（平日）の9時～20時。

（注2）原則、昨年と同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値とする。

【区分ごとの目標】

区 分	契約電力	施設数	目 標
A	500kW以上	10	別紙のとおり
B	50kW以上500kW未満	51 ※	▲15%
C	50kW未満	90 ※	▲15%

※ さいたま地方裁判所熊谷支部、青森地方裁判所五所川原支部については、新営庁舎であるため昨年の使用電力量を目標設定に用いることができないことから、あらかじめ設定した節電行動を確認する方式を用いる。

2 節電のための主な取組

(1) ピーク期間・時間帯における使用最大電力を抑制するため、各施設の業務及び設備等の実情に応じて可能な限り、以下の取組を実施する。

ア 冷房・空調関係

- ・ 冷房中の室温を28度とすることを徹底する。
- ・ 室温や換気の状態に注意しつつ、ブロック単位で空調機の運転を調整する。
- ・ ブラインドを適切に調整する。

- ・ クールビズを徹底，強化する。
- ・ サーバ室等の個別空調機器について，適切な温度設定を行う。
- ・ 熱中症を予防するための対策を周知する。

イ 照明関係

- ・ 各作業に必要な最低基準としての照度及び施設の安全性を確保しつつ，照明を大幅に削減する。
- ・ 白熱電球は原則として使用せず，ＬＥＤ電球に交換する。

ウ ＯＡ機器その他の電気機器関係

- ・ 電源プラグを抜くなどして，待機電力を削減する。
- ・ パソコンについて，省電力設定を活用するとともに，一定時間使用しない場合のシャットダウンを励行し，退庁時には電源プラグを抜く。
- ・ プリンタ，コピー機等を共用化し，稼働台数を削減する。
- ・ 冷蔵庫，給湯器の稼働台数を大幅に削減する。
- ・ 電気ポット，コーヒーマーカー等は，原則として使用を停止する。

エ 共用部分関係

- ・ エレベーターの運転台数を削減し，階段利用を促進する。
- ・ 暖房便座，温水洗浄便座（ウォシュレット）の使用を停止する。
- ・ 冷水器の使用を停止する。
- ・ 施設内に設置された自動販売機の消灯を要請する。
- ・ 施設内の売店等に対し，節電への協力を要請する。

(2) 司法サービスと業務効率の水準維持，職員の健康・福祉に留意しつつ，各施設における業務の性質に応じて，以下のような取組の実施に努める。

- ・ 超過勤務の一層の縮減
- ・ 一斉休暇（年次休暇，夏期休暇）の取得促進

(3) 電力使用状況を職員に周知するなどして，職員の節電意識の向上に努める。

3 進捗管理の実施

- ・ 各施設に節電担当責任者を置いて進捗管理を実施するとともに，実施期間の後，節電実績を取りまとめて公表する。

(別紙)

施 設 名	基準電力値 (KW)	目標値	使用電力上限値 (KW)
最高裁判所庁舎	1,800	▲20%	1,440
司法研修所庁舎	1,500	▲15%以上	1,275
裁判職員総合研修所庁舎	878	▲15%以上	746
東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎	4,048	▲20%	3,238
東京地方裁判所立川支部庁舎	800	▲15%以上	680
東京家庭裁判所 (中央合同庁舎第6号館C棟)※	1,319	▲20%	1,055
横浜地方裁判所庁舎	915	▲15%以上	777
さいたま地方・家庭裁判所庁舎	750	▲15%以上	637
千葉地方・家庭裁判所庁舎	1,000	▲15%以上	850
仙台高等・地方・簡易・家庭裁判所庁舎	843	▲15%以上	716

※ 東京家庭裁判所は、中央合同庁舎6号館に入居しており、管理官署である法務省が電力需給契約を締結している。